

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクトロゴマーク等募集要領

1 趣 旨

茨城県を e スポーツによって産業創造させるため創設された「いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト」の活動をより広く伝えるため、いばらき e スポーツ産業創造プロジェクトの象徴となるロゴマークを一般県民から広く募集する。

2 主 催

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会

3 募集内容

「e スポーツ」を象徴し、かつ「茨城県」らしさを感じさせる下記の作品。

- (1) いばらき e スポーツ産業創造プロジェクトのロゴマーク
- (2) いばらき e スポーツ産業創造プロジェクトのマスコットキャラクター
- (3) Ie リーグ (いばらき e スポーツ企業交流戦) のロゴマーク

4 応募対象者

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に避難されるべき関係を有する者（「茨城県が暴力団排除措置を講ずるための連携に関する協定書の締結等について」（平成 23 年 3 月 30 日付総第 1161 号総務部長通知）1 の排除対象者をいう。）でないこと。
- (2) 前項の規定のほか、ロゴマーク等の趣旨・目的に照らして適当でないと推進協議会が判断する者でないこと。
- (3) 18 歳未満の未成年については、保護者の同意のうえ応募すること。

5 応募点数

1 人につき、各 1 点までとする。

6 応募方法

いばらき e スポーツ産業創造プロジェクトロゴマーク等申請書（様式第 1 号）を作成のうえ、電子メールで提出（1 点につき 2MB 以内、JPEG、PNG、PDF にて提出）。

（提出先）

茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ 「ロゴマーク公募担当」

E-mail : e-sports@pref.ibaraki.lg.jp

7 応募期間

令和 4 年 6 月 7 日（火）から令和 4 年 7 月 8 日（金）（必着）

8 作品の選定方法等

- (1) 審査委員会の設置
作品を選定するため、いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト推進協議会 幹事で構成される審査委員会を設置する。
- (2) 作品の選定
審査委員会において作品を審査し、作品を選定する。
- (3) 選定作品の発表
選定作品の発表は、令和 4 年 8 月頃、応募者本人（未成年者にあつてはその保護者）に直接通知するとともに、当プロジェクト HP 及び Twitter を通して発表します。

9 選定基準

選定作品等は、各募集内容の活動趣旨や目的にあつたものとする。

- (1) いばらき e スポーツ産業創造プロジェクト
県内での e スポーツの一層の盛り上がりに向け産学官が連携して取り組む土壌づくりを進めるとともに、ビジネスや地域づくりにより県内 e スポーツを活性化させ、地域産業振興へとつなげていくことを目的としたプロジェクト。
- (2) I e リーグ
e スポーツを通じた県内企業・団体間の異業種交流を目的とした活動。

10 表彰

採用作品の応募者には、記念品等贈呈します。
(贈呈については別途ご案内いたします。)

11 作品の取り扱い、応募条件等

- (1) 選定作品は、当プロジェクト事業における広報・PR、印刷物等に広く使用します。
- (2) 自作・未発表のもので、同一作品又は類似作品が他のコンテスト等への応募又は発表予定のないものに限り、なお、選定作品がすでに発表されているもの(WEB上で掲載されたものも含みます)と同じ、あるいは類似していること等が判明した場合には、選定を取り消すことがあります。
- (3) 募集の規定に違反する応募作品は、審査の対象になりません。後日違反が判明した場合は、選定を取り消します。
- (4) 第三者の著作権その他の知的財産権や肖像権、プライバシー権、商品化権等の権利を侵さないものに限り、第三者から権利侵害、損害賠償等の主張がなされた場合、応募者は自己の責任と負担において解決を図るものとし、当プロジェクトは一切の責任を負いません。
- (5) 印刷物等に使用する場合、必要に応じて加筆・色彩の変更を含む修正・補正等を行うことがあります。
- (6) 応募者は、その応募作品が採用作品となった場合、当該作品に関する著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む)、その他一切の権利(商標・意匠の出願及び登録をする権利、商品化権及び使用権含む)を茨城県に無償で譲渡することにご了解いただきます。また、当該作品に関する著作者人格権(公表権、氏名表示権及び同一性保持権)を行使しないものとし、
※応募者が未成年である場合は、権利の譲渡手続は親権者等、法定代理人の方に行ってください。必要があります。
- (7) 応募者には、応募作品に関する権利の譲渡や保護等に関して必要となる書類の提出、その他の各種手続等についてご協力いただきます。
- (8) 応募作品は返却しません。(選考終了後、確実な方法で廃棄処分を行いません。)
- (9) 同一の作品を複数の方が応募し、選定作品となった場合は、応募者全員連名での選定とし、記念品等は当該人数で按分いたします。
- (10) 記念品等を受け入れる権利を他人に譲渡又は換金することはできません。
- (11) 応募により収集する住所、氏名、生年月日、年齢、性別、職業(学校名及び学年)、電話番号等の個人情報、作品の選定、応募者への連絡、選定作品の公表のためのみに使用します。
- (12) 本募集要領の解釈、本募集及び本募集に係る作品の利用等については日本法を準拠法とし、それらによって生ずる一切の紛争については水戸地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
- (13) 応募者は、応募の時点において、本募集要領の記載事項への同意が必要です。
- (14) 本募集要領に定めるもののほか、不明な点については下記へお問合せください。

【応募先及び応募に関するお問い合わせ先】

茨城県産業戦略部産業政策課 産業企画グループ 「ロゴマーク公募担当」

〒310-8555

茨城県水戸市笠原町978番6

TEL: 029-301-3523

e-mail: e-sports@pref.ibaraki.lg.jp

※アップローダー等は、セキュリティの都合上、開くことができませんので
メールに添付のうえ、送信願います。

(問合せ対応時間)募集期間中の平日 8時半～17時半 ※土日祝日を除く